

ヒューマンライツ・ナウ
南 相 馬 調 査 報 告 書

－2011 年 7 月－

はじめに

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ震災プロジェクトは2011年7月9日、10日に、福島県南相馬を訪問し、被災地の実情を調査しました。これは、2011年4月30日の最初の訪問から約2か月以上経過した地点での調査にあたります。

現地では、被災地域、避難所、仮設住宅等を訪問し、被災者、原発周辺住民の訴えなどを聞きました。また、調査・訪問した弁護士が法律・生活相談を行い、その過程でも様々な不安・懸念などが市民から表明されました。

こうした相談を受けて、ヒューマンライツ・ナウ震災プロジェクトは、行政に対し直接、市民の不安に対しどのような対応をしているのかを具体的なケースに即して問い合わせました。しかし残念ながら、行政の回答からは、市民の懸念や困窮に十分に答える対応を行っているとはいえない状況が浮き彫りになりました。

調査・訪問の結果、南相馬の避難者・市民が生活の全般において先の見えない、困難な状況に置かれていることは明らかです。

その原因は未だ終息しない原発事故の深刻な影響であることは疑いないものの、市民の人権を保障する責務を負う政府・自治体として適切な対策をとることは急務です。

本書は、被災地の深刻な実情について多くの人に知っていただくため、迅速に調査の結果を記した簡易報告書です。

調査結果を踏まえ、ヒューマンライツ・ナウ震災プロジェクトとしては当面の差し迫った課題として、特に、本書末尾のとおり、行政等の真摯な対応をとるよう勧告を行っています。政府、自治体に対し、速やかに被災者保護の適切な措置を取られるよう求めるものです。

2011年7月22日

ヒューマンライツ・ナウ

震災プロジェクト

1 南相馬市を取り巻く状況

(1) 南相馬市は、震災直前の国勢調査によれば、人口7万895人の市である。

南相馬市は、南相馬市の南に位置する小高区、中間に位置する原町区、さらに、北に位置する鹿島区にわかれている。

いわゆる「平成の大合併」における原町市と小高町、鹿島町の3市町村の合併によって2006年に誕生した。旧市町の区域ごとに地域自治区となっており、各々「原町区」「小高区」「鹿島区」に移行して住所に名称をほぼ残している。行政の機能は合併後もそもそも旧市ごとに進められていた。

(2) 東日本大震災により、南相馬市は、震災・津波による死者589人、行方不明者86人（福島県まとめ）と深刻な被害を受けた。

さらに福島原発事故の影響が市に深刻な影響をもたらし、市を分断している。

福島第一原子力発電所から20キロメートル以内にある小高地区の住民は今も避難し、地域は、警戒地域として立ち入り禁止となっている。

20キロメートルから30キロメートルに位置する原町地区は、原子力発電所事故後しばらく「屋内避難地域」に指定されていたが、その後解除され、5月以降は住民が戻って生活を再開するようになった。

現在では、原町地区は「緊急時避難準備区域」（大量の放射性物質の放出などの事態に備え、屋内退避や圏外避難の準備をしていくよう求められる地域）と指定され、緊急時に自力での避難が困難な状況にある子どもや要介護者、入院患者はこの区域に入らないよう政府が要請している¹。さらに、飯館村に近い山間部の一部地域は計画的避難区域として指定されている。

他方、市内北部の鹿島地区は、30キロ圏外であり、緊急避難準備区域などに指定されていない。

(3) 政府の原子力災害現地対策本部と福島県が独自に6月27日に行った線量調査では、宅地111地点のうち、鹿島区および原町区の計78地点が毎時3マイクロシーベルトを上回っていることが明らかになった。

2011年7月9日の報道によれば、原町地区の中心部が年間20ミリシーベルトを超えると予想される地点が、特定避難勧奨地点と指定される予定と報道されている。²そして、21日、日本政府は、福島第1原発事故を受け局地的に放射線量が高い「ホットスポット」に当たる福島県南相馬市4地域の59世帯を「特定避難勧奨地点」に指定したという。内訳は、鹿島区檜原（1世帯）と原町区の大谷（14世帯）、大原（21世帯）、高倉（23世帯）で、6月27日に実施した放射線量調査などを踏まえ、積算線量が年間

¹ http://www.kantei.go.jp/saigai/faq/20110415_2.html

² 福島民報 2011年7月9日「南相馬に特定避難勧奨地点」

20ミリシーベルトを超えると推定された25世帯のほか、その近隣世帯や健康リスクが高い妊婦や子どものいる世帯も選ばれたとされる。³

農畜産物の汚染も深刻である。福島第一原子力発電所から20～30キロ圏の緊急時避難準備区域にある南相馬市の農家が出荷した肉用牛11頭の1頭から、暫定規制値（1キロ当たり500ベクレル）の4・6倍の放射性セシウムが検出され、残り10頭の肉からも、暫定規制値の6・4～3倍にあたる同セシウムが検出された。福島県がこの農家から提出を受けたえさなどを検査した結果、稲わらから高濃度の放射性セシウムが検出されたことが、関係者への取材でわかった。県と農林水産省は、原発事故で汚染されたわらで内部被曝（ひばく）した可能性が高いと判断している。⁴

7月21日には、南相馬市のイチジク、シイタケからも暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたと報道されている。⁵

こうした状況にも関わらず、政府は緊急時避難準備区域の解除について最近再三言及している。

7月19日、細野豪志原発事故担当相は、「緊急時避難準備区域」を解除する条件について、「月内から8月頭には確認したい」と述べた。最終的な解除の判断は、「自治体の理解と協力が不可欠」として、地元自治体と協議して決定すると表明している。⁶

このように、避難に関する政府の判断は混乱した、一貫性を欠くものとなっており、深刻な放射線汚染に包括的かつ適切に対応しているとは見られない。

³<http://www.nikkei.com/news/category/article/g=96958A9C93819695E0E3E2E6988DE0E3E2E5E0E2E3E39180EAE2E2E2;at=DGXZZO0195583008122009000000>

⁴ <http://www.asahi.com/national/update/0711/TKY201107110117.html>

⁵ <http://www.yomiuri.co.jp/e-japan/fukushima/news/20110722-OYT8T00022.htm>

⁶ http://www.jiji.com/jc/c?g=soc_30&k=2011071900782

2 避難所とその格差、過酷で危険な環境について

(1) 概況

南相馬には避難所が5か所あり、2か所は鹿島の福祉関係施設、3か所は原町の小中学校である。

7月7日付の状況は以下のとおりである。⁷

施設名称	収容人数
原町第二中学校	127人
デイサービス「ひまわり」	28人
石神第一小学校	70人
原町第一小学校	104人
鹿島保健センター	23人

震災から約4か月が経過し、避難所格差と環境の悪化は深刻となっている。

鹿島の2つの避難所はエアコンディショナー(エアコン)がきいている福祉施設を活用した避難所で快適であるのに対し、原町の3か所は、クーラーがきいていないため、夏は著しく暑い。線量が低くエアコン効いている避難所である鹿島の福祉施設を利用した避難所と比べると、周辺の放射線量が高く、エアコンが効いていない原町の避難所には著しい格差がある。

なかでも、体育館しか使用できていない石神第一小学校、原町第一小学校のほうが環境は悪く、石神第一小学校は線量が極めて高い数値を出しており、危険である。

こうした避難所格差を是正しようとする取り組みはなく、かつ鹿島の避難所のサービス等本来の機能を回復するため、鹿島の避難所は閉鎖が決まっている。⁸

環境の悪い避難所が残され、最後まで取り残された避難者が過酷な環境のなかで今後も生活を余儀なくされることとなりそうである。

⁷ <http://realestate.yahoo.co.jp/crisis/07/07212/>

⁸ 鹿島区の避難所は、東日本大震災直後から、原町地区の住民は受け入れられなかった旨述べる住民の声もある。

(2) 石神第一小学校体育館

- 1 視察日時 平成 23 年 7 月 9 日 11 時 20～12 時 10 分
- 2 場所 福島県南相馬市原町区北長野字北原田 2 8 8
- 3 避難所の様子

ア 【概況】

7 月 9 日現在の避難者数は 6 7 名。

体育館のみに被災者が生活している状況。教室は使用されていない。食事も体育館のスペースで食べる。支援 N G O によれば、教室が使用されていないのは、学校の 1 階部分は教員室などに使用されていて教室は 2 階以上にあるが、高齢者が多いため、2 階以上にあがるのは困難と判断されたためだという。

視察時は土曜日かつ日中ということもあり、外出している避難者の方も多かったようで、避難所にいた避難者は 1 0 数名程度であった。

間仕切りはダンボールで行われ、プライバシーへの配慮はいまだ十分とはいえない。

電源の問題や業務用エアコンの不足によりエアコンを設置することは出来ておらず、窓を開放し、扇風機を数台設置することで暑さ対策をしていた。日中は非常に蒸し暑い。





壁には市役所各種窓口の連絡先、巡回医療バスの案内、各銀行の連絡先、法テラスや福島弁護士会の連絡先も張り出されていた。



また、テレビ、インターネットに接続できるノート PC も設置されており、情報にアクセスできる環境は比較的整っているという印象を受けた。

避難所の設置されているエリアは南相馬市内でも放射線強度が高いエリアとの調査結果が明らかにされていて、そのようなエリアに避難所が設置されていること自体に問題がある。

イ 【過去との比較】

4月30日に来た時に比較して、避難者は少なくなっている（7月9日現在67名）。

また、従前と異なり、支援のNGOなどの姿も見られない。

ウ 【運営】

支援NGOによれば、市内の病院の婦長が運営の責任者であったが、今はその責任者が退職し、同病院の保健師らが24時間体制で入って運営しているという。南相馬市内の他の避難所にも共通するが、避難所の運営管理は市役所職員及び市立病院看護師（震災後に避難所の運営管理に配属された模様）の二重体制によって行われているようであり、市役所職員の指示と看護師の指示との間に齟齬が生じている様子も伺われた。

エ 【過酷な生活環境】

放射線量が高い地域であるにも関わらず、設置され続けている。

エアコンがないため、とても蒸し暑い。原町地区の中でも内陸側であるため、ほかの2つの避難所よりも暑い。

ボランティアが最近網戸をつくったので、現在では一階に網戸を設置し、解放して、扇風機で熱さをしのいでいるという。しかし、体力の衰えた避難者が熱中症に陥る危険性が高

いと推察された。

オ 【避難者の状況、ストレス】

避難所生活が長期化し、ストレスを抱えている人が多い。

- ・ 避難所には、ずっと酒浸りの男性がいた（小高で避難指示を受け、それでも隠れて自宅で生活していたところ、避難所に連れてこられた）。ほかにも飲酒の習慣が深刻化しつつある男性避難者が見られた。食事で出されるご飯が硬くてまずいことへの不満を漏らしていた（食事への不満については他の避難者も同様に抱えていた。）。
- ・ 風呂は定期的に風呂用のバスがやってくるが、面倒なのでこの一ヶ月間で2回しか入っていない。
- ・ 運動不足になりそうなので、午前中に散歩するようにしている。
とのこと。
- ・ 70代の女性（小高で避難指示を受けて帰れない）
避難所内の人間関係が悪化して孤立。興奮してストレスを抱える。
扇風機を夜通しつけているとうるさくて眠れず、これを消したところ「自己中心的」
などとして非難された、などのトラブル。

カ 【仮設住宅への移行について】

避難所に残っている人は、何度か仮設を申請しているが、当選していない人たち。60代半ばの女性「家族者や障がいのある人が優先なので私のような高齢者は後回しになってしまう」という。ただし、彼女自身聴覚障害がある。

また、「仮設住宅があたっても、赤十字の支給する家電が9月まで出ないということでそれが来るまで入居ができずに待っている人もいる」と避難所のスタッフは述べた。

いずれにしても8月にはこの避難所は閉鎖される見通しであるが、本当に閉鎖されるのか、残された人はどうするのか、明確な見通しは示されていない。

キ 【医療体制】

24時間体制で保健師は常駐しているが、医師・看護婦はいない。できるのは応急処置だけであり、手当をするには病院に行く必要がある。

病院に行く場合、緊急で症状が重いと判断すれば、救急車を呼ぶが、その判断は常駐している市側で行う。

症状が重いと判断されない場合、タクシーを呼ぶか、自分の車で行っていただく。または社協で車を手配してもらうなど。

病院への巡回バスはやっていない。

（市立病院の医師） 病院への巡回バスは以前はあったが、緊急避難準備区域に指定された後、なくなった。それは、緊急避難準備地域にいる住民または避難者はいつでも緊急な場合に自力で避難できる、という建前になっているため、避難所にいる人は健常な人だけだということになっているからだ。

しかし実際には高齢でなかなか動けない人や障がいを持つ車いすの方もいる。避難所にいる人達が医療に容易にアクセスできるように、巡回バスの復活を何度も要請しているが、実現していない。

(避難所の運営をしている市の職員（保健師）)

避難所と病院をつなぐ巡回バスは一切ない。また、この避難所の近くにバスの駅はない。

病院にいきたい人はタクシーを呼ぶか、自力で移動するのが困難な人については、自分の車で行ってもらうか、社協を通じてボランティアの車を出してもらうなどして対応している。

巡回バスを廃止したのは、地区の指定ということではない。巡回バスに乗る人が少なくなって、経費が無駄だからである。それに、これから、避難所にいる人達には自立してもらわないといけない。仮設に入ったら食事も自分で用意しないといけないし、移動も自分でしないとけない。だから避難所にいる人にも今から自立に慣れてもらわないといけない。

入浴については、毎日入浴のバスを出していて、避難所にいる人に入浴券も配布している。巡回バスよりも入浴のバスのほうが必要性が高い。

(市の職員)

熱中症を理由として病院に搬送された人はこの避難所ではまだいない。熱中症だという訴えがあり、アイスノンで冷やすなどの処置をしてあげて、病院に行こうかと提案したが、本人が「いいです」と言ったので、救急車を呼ばなかったことがある。翌日その人は仕事に行った。病状の重い人がいても嫌がっている人を強制的に救急車に乗せるまでの権限は私たちにはない。ここは、避難所だが、それぞれの人たちは別々の家に住んでいる人として扱っており、プライバシーを踏み越えられない。

ク 【その他】

(支援NGOの声)

原町地区に住む子どもたちは、鹿島地区の学校に通っているが、原町地区に戻ってくる場合のバスの終着点がこの小学校になっており、親が迎えに来る。中には親の仕事が遅いため、原町地区についてから1時間以上この小学校で待機しなければならない子もいる。学校のみ30キロ圏外に通学させても、これほど線量の高いところに子どもを待機させる取扱いの問題ではないのだろうか。

（２）原町第一小学校

１ 視察日時 平成 23 年 7 月 10 日 14 時 40～15 時

２ 場所 福島県南相馬市原町区東町 2 丁目 6 6

３ 避難所の様子

避難所全体の様子としては、石神第一小学校体育館と大差ない印象を受けた。
なお、石神第一小学校体育館よりは避難者の数が少なく、比較的スペースに余裕があるように見受けられた。

ア 【概況】

体育館のみに被災者が生活している状況。教室は使用されていない。食事も体育館のスペースで食べる。



支援NGOによれば、体育館以外を貸さないのは、学校側が拒絶したためだとされる。バリアフリーとなっていて、バリアフリー用のトイレもある。洗濯機が 3 つ、大きな冷蔵庫一台設置され、増設されることになっている。

市の職員が常駐して、運営に携わっている。

土曜日の日中のため、多くの避難者が外出しているようであったが、施設に残っている避難者のなかに高齢で障がいをもつ女性が多いことが際立っていた。

ヒューマンライツ・ナウ震災プロジェクトは 4 月 30 日も避難所を訪問したが、その際にも見かけた、高齢者、障がい者の女性たちが未だに仮設住宅に移行できずに、避難所で生活を送っている様子であった。仮設住宅における自活に不安があるため、不便な避難所生活を継続せざるを得ない状況があるのではないかと思われた。



イ 【施設の状況】

運営している市の職員に質問したところ回答は以下の通りであった。

(問) エアコンは設置しないのか

エアコンがないので日中はとても暑い。エアコンを設置するには大掛かりな工事が必要であり、配電の工事も必要。今も、いろいろと電力を使ってブレーカーがよく落ちているが、なんとか改善して今日まできた。

(問) 障がい者の方はどうしているか。

医者が平日は常駐。大学病院の人。障がい者や高齢で介助が必要な方には、保健師、

ヘルパーが個別対応している。

ベッドを入れている方も5人ほどいて、住環境は整ってきた。

ウ 【避難者の状況とニーズ、今後について】

運営している市の職員に質問したところ回答は以下の通りであった。

（問）トラブルや懸念することは

だんだん避難生活が長期化してストレスがたまり、人間関係が悪化して、小さなトラブルも避難者のなかで発生した。警察沙汰にもなったりしたが今は幾分落ち着いている。

（問） 法律的なニーズはあるのか。

弁護士に相談するというと、何もないという人がほとんどだが、みんなたくさんの問題を抱えている。多くは生活支援に関すること、生活の糧、住居、今後の先行きのことであるが、法律問題と自覚していない。運営側がひとりひとりの避難者の状況を確認したり、悩みをカウンセリングして、対応するということはやっていない。

（問）閉鎖の時期は決まっているのか

石神のように明確な日程は決まっていない。

（問）仮設に移らないのか。

石神第一小の避難所はすべて仮設の申し込みが済んだと言うが、こちらはまだの人もある。

仮設に移ると自立しなければならないということで、仮設に行くのをためらう人がある。

小高から来た人は小高に戻ることを望んでいて、ここから動かない。

被災者に対してこれまでに出ていた給付金としては、40万円と東電の仮払金しかない。生活の展望が持てない被災者もいるのではないのか。

（問）生活再建支援金は？

小高地区については、警戒区域なので、そもそも入れないので、罹災証明が出せない。

（問） 以前きた際は、航空写真で特定して、この地区は全壊と認定するというやり方をすると聞いていたが、そういう工夫は進んでいないのか？

まだだと思う。それに、小高地区では、家は全壊も半壊もしていないけれど、警戒区域なので、家で住めないという人が多い。そういう人には生活再建支援金の支給はないので、どうしようもない。早く、東電の賠償や赤十字の義捐金がくるよう待っている。

（問） 仮設に移ってからの食糧支援や、高齢者・障がい者の方が医療サービスを受けるための送迎サービスのようなことはないのか。

ない。ただ、介護認定を受けている人については、介護サービスの一環としてデースサービスの送り迎えや、食事をつくるということもあるのではないのか。

（４）原町第二中学校

ア 【概況】

１～３階までの各教室を避難所として使用していた。

体育館を使用している避難所よりも教室ごとの間仕切りがしやすく、また食堂や体操に使う多目的室等もあり、居住環境は整っている印象を受けた。

市役所職員と看護師による、事実上の２重管理体制となっている点は他の避難所と変わらなかった。

イ 【設備等】

教室を避難者の生活スペースとして使用しており、ひとつの教室に３，４家族、合計で１５０人程度が生活している。

食事は、食堂のようなスペースが別途用意されていて、そこで食べる。

食事の提供をする職員が常駐、被災者も雇用されている。





【支援へのアクセスなど】

NGOの受け入れに積極的で開放的なので、外部からの炊き出しや、訪問など、様々なサービスの提供を受けている。

NGO 2団体の事務所も中学校内において確保されているため、支援者によるアクセスが容易。

ヒューマンライツ・ナウに所属する弁護士による法律相談が実施され、避難者が相次いで





避難所の外には入浴施設が設置されている。

(5) デイサービスセンターひまわり

1 視察日時 平成 23 年 7 月 10 日 16 時

2 場所 福島県南相馬市鹿島区西町 2 丁目 1 1 6

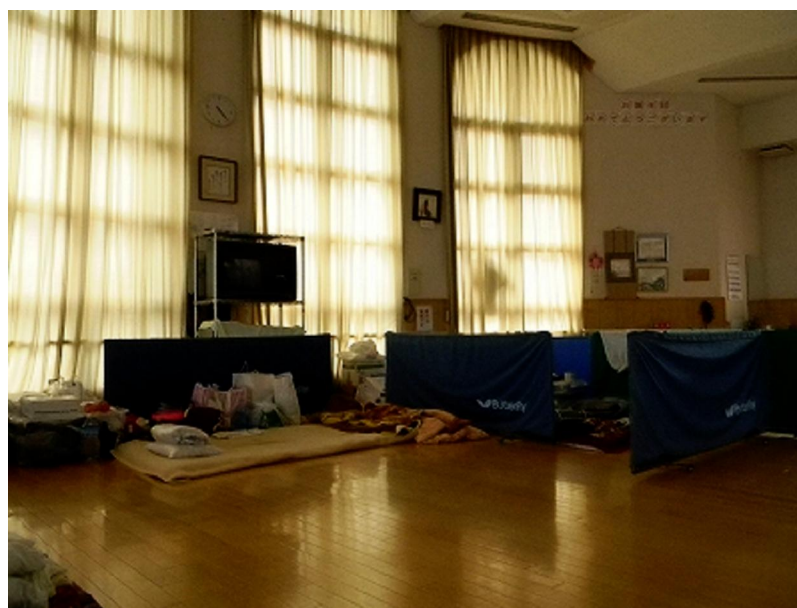
3 避難所の様子

福祉サービスセンターを避難所として使用しており、小学校や体育館以上に設備が充実している印象を受けた。

避難者一人当たりの使えるスペースは広くとられており、間仕切りも設置されている。エアコンが入っているため、夏でも快適な生活を送ることができる。

視察時は避難者の数が少なく、スペースに余裕があるように見受けられたが、7月10日に30人いた避難者の半数が仮設住宅へ移ったとのことである。

事務局の方の説明によれば、第三次仮設住宅の募集があれば、この施設は避難所としては閉鎖されるのではないか、ということであり、今後閉鎖される見通しであるという。





(6) 鹿島区保健センター（避難所）

- 1 視察日時 平成 23 年 7 月 10 日 16 時 30
- 2 場所 福島県南相馬市鹿島区寺内字迎田 2 2
- 3 避難所の様子

デイサービスセンターひまわりと隣接している避難所であるが、担当者が不在であったため、写真撮影はできなかった。

避難所全体の様子としては、小学校や体育館とは異なり整然としており、デイサービスセンターひまわりと大差ない印象を受けた。

3 仮設住宅の問題及び仮設住宅間の格差について

- 1 視察日時 平成 23 年 7 月 10 日午後
- 2 場所 鹿島区周辺
- 3 仮設住宅の様子



(1) 仮設住宅の問題点①－居住スペース

仮設住宅は避難所、とりわけ体育館に比べればプライバシーは確保され、自由な時間に入浴も出来、エアコンも使用できるなど、良好な居住環境にあるといえる。

もともと、部屋の間取りは入居人数に応じて異なるところ、キッチン・風呂場のある1部屋＋（1～2人の場合）四畳半一間＋（3～5人の場合）四畳半一間の最大3部屋となっている。1人で入居すれば四畳半一間でもさほど狭くはなく、また3人の世帯であれば四畳半一間が2部屋となるので居住空間に比較的余裕はあるが、2人で四畳半一間の場合、又は4～5人で四畳半一間2部屋となると、居住空間に余裕はなく、生活は困難である。

こうした居住空間の問題から、4人以上の家族は仮設住宅の申し込み自体をキャンセルしており、仮設住宅への入居は順調には進んでいない。早急に4人世帯以上であれば四畳半一間3部屋とするなど、居住空間を十分に確保する対策をとる必要がある。

(2) 仮設住宅の問題点②－支援の停止

仮設住宅に移ると避難所と異なり食事の無償支給はなく、光熱費、共益費等は自己負担となる⁹。

しかし、避難所に比べれば居住環境は改善されたとはいえ、避難者は依然として経済的・精神的に困窮した立場に置かれていることに変わりはない。仮設住宅に移ったあとも避難所へ食事を受け取りに来る避難者が多く、今もボランティアによる定期的な支援物資の給付を受入れているという事実は、かかる避難者の経済的な困窮を示すものである。

また、同じ部落単位での仮設住宅への移転が実施されるなど、仮設住宅へ移る避難

⁹ http://www.city.minamisoma.lg.jp/shinsai2/kasetujutaku_moushikomi.jsp 参照。

者の精神面への一定の配慮はみられるものの、依然として避難者の孤独死等の報道は絶えない。

仮設住宅へ移った避難者に対しても、避難者の自立を阻害しないよう十分配慮しつつ、期間や支援物資の量を避難所よりも制限的にするなど工夫をしつつも、定期的な物資の支給や巡回訪問等、仮設住宅で暮らす避難者の経済・精神面への十分な配慮が求められる。

（３）仮設住宅間の格差



避難所も避難所ごとの格差が大きい、仮設住宅も支給物資、立地条件等に関して仮設住宅ごとの格差が大きい。現在では玄関扉が取り付けられているものの、一部の仮設住宅の玄関に扉がなく網戸であったなど、外装にも大きな差が生じている。

仮設住宅に移る際に支給される物資についても、エアコン、タンスとは別に、３２インチテレビ、５００Ｌ冷蔵庫、電子レンジ、コタツ（テーブルを兼ねる）等６点セットが一律に支給されるとともに、米１０Ｋｇのみ支給される自治体もあれば、米一年分を支給している自治体もあおり、自治体ごとに格差が生じている。

また、仮設住宅の設置区域によっては放射線量が高い地域や、周辺のスーパーマーケット等へのアクセスにも差があり、安全性、利便性に大きな格差が生じている。

４ 市民が抱える問題と権利の状況

法律相談や被災者への聴き取り、それを市役所に被災者保護の体制について問い合わせた結果等から見てきた被災者の実情は以下の通りである。

（１）生活資金等の枯渇

被災者・市民の多くは仕事を失い、解雇されるなどして、収入が得られない状況にあるが、一方で、生活資金や必需品の支援が迅速に行われず、生活資金が枯渇しつつある。

【現在被災者に支給された現金】

東電の仮払金 100 万円（単身者 75 万円）と、原町・小高地区について 40 万円（赤十字の義捐金 35 万円＋市からの 5 万円）、鹿島地区について 35 万円（南相馬市が独自に支給）

（南相馬市担当者）

また、上記に加え、赤十字からの 2 次義援金については、7 月 8 日（金）に福島県から各市長村に配分されており、現在その用途を協議中。7 月中にまとめ、8 月には配布していきたい。1 次義援金(上記 40 万円)については、90%以上配分が終わっており、残りの未配分のお金は、行方不明者の分のみであるという。

【赤十字の必需品支援】

「仮設住宅に移行する被災者に赤十字は生活用品六点セットを支給するが、今後、9 月まで支給されない予定。そこで、生活用品がないため仮設住宅に入れないままの人々がいる」との状況を避難所のスタッフが述べていた。この点、日本赤十字から寄せられた状況によれば、「9 月まで全く支給されないということはなく、随時搬送している」とのことであった。しかしながら、避難所のスタッフの認識は異なっており、HRN としては事実関係を確定できていない。日本赤十字の回答のとおりだとしても、周知徹底が図られていない。避難所スタッフと同様の認識を被災者が持てば、仮設住宅に入らない一因になると考えられる。

【生活再建支援金】

小高地区については、まだ警戒区域のために立ち入れず、家屋の損壊に関する認定ができないため、罹災証明が発行できない状況。県が航空写真などをもとに認定を緩和するという話も提案されていたが、未だにそうした措置はとられていない。

生活再建支援金の申請は罹災認定を受けてからできることとなっているので、未だに警戒区域の居住者は生活再建支援金の申請ができない。

原町地区のように、罹災認定がされた地区については、基礎支援金はもう申請することができる。ただし、市によれば、県の審査があるため、基礎支援金在实际おりるのは、申請後、3 か月ほどかかるだろう、とのこと。

【長期避難者に出る支援金 100 万円について】

長期避難者には支援金を渡し切りで金 100 万円支払うスキームが発表されたが、誰が長期避難者か明らかにされていない。県が地域を認定し、公表することになっているが、まだ県の方針が決まっていない。

(2) 子どもの教育

【小中学校の現状】

原町地区の子どもたちは、30キロ圏外の学校に通っているが、学校での教育は十分なものとは到底言い難く、教育環境も悪いと指摘されている。

具体的には、7カ所で学校が開催されるが、その内4カ所では、複数の学校が一つの学校内で開催されることになっている。鹿島中学校では同校含め5校原町第二中学校、原町第三中学校、石神中学校、小高中学校）が授業を行う等、学習環境として極めて問題と言わざるを得ない状況で、十分な教育が提供できていないことが懸念されている。¹⁰

【今後について】

(市民から寄せられた懸念・疑問)

夏休み以降の子どもの就学はどうなっているのか。原町地区の学校は再開されるのか。緊急避難準備区域の設定が解除された場合に向けて、学校開校の準備はどのように市として行っているのか。

(市に確認したところ回答は以下の通り)。

⇒ 市としては準備はしていない。

(市民から寄せられた懸念・疑問)

中学三年生の子どもがおり、もうすぐ高校受験が迫っているが、南相馬の高校はどうなのか、南相馬の高校に進学できない場合、どのような措置を取るのか。

(市に確認したところ回答は以下の通り)。

⇒ 市ではなく県が担当しているが、県からは、まだ明確な方針が示されていない。

なお、県では、福島県復興ビジョン検討委員会が、教育についてのビジョンを下記の通り発表しているが、未だ具体的な施策は発表されていない。¹¹

- ・ 未来を拓く教育の実現
- ・ 復興を担い、実行していく人材の育成
- ・ 避難先においてもしっかりとした学力を身につけられるこれまで以上の少人数の推進など未来を拓く教育の実現
- ・ ふくしまの産業の再興・革新を担えるような高等教育機関の充実 等

(3) 避難所から出られない状況

【仮設が出来た後の支援について】

(市の担当者への確認)

- ・ 仮設住宅が出来た後の食糧支援はしていない。

¹⁰ 南相馬市 HP <http://www.city.minamisoma.lg.jp/shinsai2/syotyugakkounosigyoush.htm>

¹¹ 第6回福島県復興ビジョン検討委員会 資料1

http://www.cms.pref.fukushima.jp/download/1/sougoukeikaku_shiryou1-230702.pdf

- ・仮設住宅が出来た場合の高齢者・障がい者むけの送迎バスを出すような支援はしていない。

そこで、災害弱者ほど、避難所から出られずに避難所での劣悪な生活を余儀なくされるという状況が続いている。

(問い) 介護認定を受けた方が仮設住宅に移行した場合、ヘルパーが派遣され、送迎の手伝いや食事の手伝いをしてもらえるのではないか。

この点を、南相馬市の担当者に問い合わせたところ、下記の様な回答が得られた。

(南相馬市 担当者)

介護認定をされている人なら、仮設住宅に移ったとしても、ヘルパー派遣や、送迎の手伝いなどのサービスをこれまで同様にうけることができる。

⇒実際にどの程度サービスが必要とされる人々に行き届いているかについて、さらにモニタリングする必要がある。

【仮設住宅に代わる民間住宅の借り上げ】

緊急避難準備地域で民間住宅を借り上げる際の条件は、高校生までの子どもがいない支援制度に関する情報が正確に提供されていない。

(4) 医療

緊急時避難準備区域においては、住民はいざという時に迅速に避難できることが前提であったため、原則として入院患者の受け入れは認められなかった。しかし、地域医療崩壊の危機に瀕し、病院側が県に入院制限の緩和を求め、6月20日に県がようやく緩和を認めた。しかし、まだまだ医療機関が不足し、医療水準が満足でない状況にある。特に、産科・小児科は休業状態に近い状態となっている。¹²

(南相馬市担当者)

7月19日現在、南相馬市に於いて、短期入院のみであるものの、入院を受け入れているのは、下記の4病院で、合計205床とのこと。(南相馬市防災安全課)

- ・ 南相馬市立総合病院
- ・ 小野田病院
- ・ 大町病院
- ・ 渡辺病院

増床したとはいえ、実際に205床が確保されているかは不明である。なぜなら、場所はあっても、働く人が足りず実際に機能していない可能性が高いからである。

上記病院で受け入れられる人数を超え、入院ができない場合は、相馬市、福島市、仙台市の病院まで行く必要があり、時間がかかり、救急患者を救えない危険性が高い。

¹² <http://www.yomiuri.co.jp/feature/20110316-866921/news/20110620-OYT1T00851.htm>

福島県は、福島県復興ビジョン検討委員会にて、対応施策例について、

- ・ 医療・福祉の回復支援

をする旨発表しているが、具体的な内容、開始時期は述べられていない。¹³

5 自宅生活者の問題

自宅生活を送る被災者や市民は雇用を失うなどして極めて不安定な地位にあるが、行政からも十分な支援を受けず、NGOによる支援も実現していない。孤立して、自殺、孤独死する人々の増大が懸念される極めて深刻な事態である。

(ある避難所にいた市の職員)

ここ(避難所)にいる人たちはまだ食事が供給されているが、自宅にいる人たちはもっとひどい状況にある。自宅があるというだけで、収入を失って、支出はこれまでどおりだ。津波や地震の被災者と違って家があるから罹災証明も発行されず、関連する支援金をもらう資格がない。避難所にいる人と違って、食事も自分で用意しなければならないし、公共料金も税金も支払わなければならない。市にそういう人たちがなんとかしてほしいといいに来るが、市としては何もできない。そういう人たちを全員生活保護にすれば、市の三分の一くらいは生活保護になってしまうだろう。市の責任を越えている。

早く義捐金や東電の賠償が来ないと大変なことになる。餓死する人も出てくるだろう。

(南相馬市担当者)

ヒューマンライツ・ナウが市に問い合わせたところ、南相馬市の自殺者数は、2011年3月11日から同年5月30日までで5人。自殺原因は調査しておらず、原因が地震に起因するかは不明だという。2010年の同時期のデータは、既に法務省に送っており、南相馬市では把握していない。法務省に送ったデータの問い合わせについては、現状これだけ業務が多い中で、行いたくない。孤独死の数は、市として調査しておらず、不明であるという。

生活再建支援金が義捐金の支払が遅れるなか、ほとんどの市民は義捐金と東電の仮払金以外の支援金・補償を受けていない。

雇用が失われる中、失業手当の受給も終了する人が増え始めており、生存に必要な資金が枯渇する人々が増大することが著しく懸念される。

他方、南相馬市は、住民に対する生活保護などの対策を充実するのではなく、その反対の施策を取っている。日本弁護士連合会の調査によれば、東日本大震災の被災者が受け取った義援金や東京電力の仮払補償金を収入とみなして生活保護が打ち切られている問題で、

¹³脚注：第6回福島県復興ビジョン検討委員会 資料1

http://wwwcms.pref.fukushima.jp/download/1/sougoukeikaku_shiryou1-230702.pdf

福島県南相馬市が停止か廃止にしたケースが219世帯に上っているという。¹⁴

南相馬市在住者の自殺等に関する報道は、事態が極めて深刻であることを示している。東京電力福島第一原発の事故で避難生活を強いられた福島県相馬市の93歳の女性が、6月下旬、「私はお墓にひなんします」と書き残し、自宅の庭で自ら命を絶った。以下のような遺書が残されていたという。

「このたび3月11日のじしんとつなみでたいへんなのに 原発事故でちかくの人達がひなんめいれいで 3月18日家のかぞくも群馬の方につれてゆかれました 私は相馬市の娘〇〇（名前） いるので3月17日にひなんさせられました たいちょうくずし入院させられてけんこうになり2ヶ月位せわになり 5月3日家に帰った ひとりで一ヶ月位いた 毎日テレビで原発のニュースみてるといつよくなるかわからないやうだ またひなんするやうになったら老人はあしでまといになるから 家の家ぞくは6月6日に帰ってきましたので私も安心しました 毎日原発のことばかりでいきたこちしません こうするよりしかたありません さようなら 私はお墓にひなんします ごめんなさい」¹⁵

6 津波による被害の現状

1 視察日時 平成23年7月10日12時ころ

2 場所 国道6号線沿い

3 被害状況

当日、午前10時頃に発生した地震のため津波警報が発令され、間近まで接近することはできず、自動車内から沿岸の様子を確認しつつ移動することとした。

¹⁴ 日本弁護士連合会会長声明

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2011/110722.html>

¹⁵ 7月9日 毎日新聞。ヒューマンライツ・ナウは、この件について調査は行っていないが、深刻な事態に鑑み、本報告書に特記した。

¹⁷ <http://www.city.minamisoma.lg.jp/sinsai/2011-07/josen.jsp>



いまだに国道 6 号線沿いの田畑に打ち上げられた船舶等が放置されているが、ボランティア等により大量の汚泥は撤去されており、被害直後の映像に比べれば大分整理された印象を受ける。



もともと、4ヶ月経った今も震災前の田畑に戻ったわけではなく、農家では塩害や堆積したヘドロに今も悩まされている。

また、放射線の影響もあって農家では耕作を放棄しており、田畑に水は張られておらず、雑草が生い茂っている状況であった。

(市民からの訴え) がれき撤去・塩害被害について

農地などはまだがれきが撤去されていない状況。がれきが撤去されない土地について、がれきの上から雑草がのびて密集している状況でがれき撤去が困難となっている。雑草が冬に枯草になったら、火事の原因になるのではないか、と懸念している。

さらに、いつ農業は再開できるのか、塩害はどうしてくれるのか、という訴えがあった。塩害に対する対応について、農協に足を運んでもらちがあかないという。

⇒ この点について、市に問い合わせたところ、がれき撤去に関しては、家の周辺を優先してやっている、今後田畑もやっていくとのこと。冬になる前に終わらせたいと考えているという回答であった。

除染・線量計配布・モニタリング等

(1) 除染

7月2日、市教育委員会は、東大先端科学技術センターの児玉龍彦教授の協力を得て教育施設の除染作業を行った。

鹿島区のかしま保育園では、児玉教授と幼児教育課の職員が屋根や雨どいの線量を計測したところ、屋根の数値は低かったが、雨どいは毎時0.5マイクロシーベルトを記録。高圧洗浄機を使って作業した結果、毎時0.2マイクロシーベルトまで下がったという。

この後、鹿島中学校で雨どい近くのコンクリート付近を調査し、除染などを行ったという。¹⁷しかし、南相馬市について、市全体の除染計画の策定・実施はなされていない。

(2) 線量計配布

福島市は市内の小中学校、保育所、幼稚園の児童・生徒計3万4000人に、累積放射線量を測定するバッジ式線量計を配布する方針を決めた。¹⁸また、福島市は市全体の除染計画を策定することを決定、さらに給食食材の放射性物質測定のため、簡易型の食品内放射能測定器を導入することを決定した。¹⁹ 国見町についても中学生までの子どもに積算線量計を配布する方針を決めている。²⁰

これに対し、南相馬市ではそうした対策はまだ決定されていない。

(3) モニタリング

市は、放射線量を測定するため、原町地区、鹿島地区について測定ポイントを決めたうえ、モニタリングカーを走行させ、地域をメッシュ状に放射線モニタリングを実施している。そのモニタリング結果は、下記南相馬市役所のHPに集約され、公表されている。²¹

6月の定点観測は、別紙のとおり市民に広報されている。

しかしながら、モニタリングは市民を守るための徹底したものとはいえない。

南相馬市在住市民から、調査団に対して、以下のような声が寄せられた。

南相馬市で実施されているモニタリングは、あるポイントポイントにおけるモニタリングでしかない。

自分たちが住んでいる箇所、仕事の場所、通学路等のモニタリングではなく、スポットだけのモニタリングである。

それは、あくまで空間線量でしかなく、一般的に放射線量率が高いとされる土壌や側溝、雨樋等の場所は計測されていない。

仮に緊急時避難準備区域が解除され学校が再開された場合を考えると、子どもたちが自宅

¹⁸ 毎日新聞 2011年6月14日

<http://mainichi.jp/select/science/news/20110615k0000m040062000c.html>

¹⁹ 福島民報 2011年7月9日

²⁰ 同上

²¹ <http://www.city.minamisoma.lg.jp/shinsai2/monita.jsp>

から学校に通う通学路においてどの程度の放射線量でもってどのくらい被爆するか公式なデータが存在しない。

この市に住む者としては、どこがどう汚染されているのかが地域でもってしか表されていないため、「具体的に自分が通るところが危険なのか」すら分からない。

子どもを学校等に通わせる親とすれば、通学路に潜む放射線量には敏感にならざるを得ない。ただでさえ、30キロ圏外の鹿島区に車で送迎している親もいれば、仕事の都合でやむなくスクールバスを使わざるを得ず、バスの送迎場所に時間まで子どもを遊ばせておかなければならない親もいる。

広く、大気中、土壌等の環境放射線量等につき緻密なモニタリングを実施するとともに、このモニタリング結果に基づき、可能な限り詳細な汚染分布図を作成し、地域（行政区）ごとに累積被曝量の推定値を公表することが重要であると思う。

また、居住地域毎に、被曝回避措置について適切な生活上の行動指針を作成し、住民に示すとともに、道路・公園・水路等の公共施設の土壌入れ替えを含む放射線防護措置及び除染を行うことが必要不可欠である。

特に放射線に対する感受性の強い子どもの被曝管理のため、学校等へ線量計を配布し、累積被曝線量の管理と報告を義務付け、定期的に校舎等の除染、土壌の入替え等を行い、状況に応じて仮設校舎等の建設を行うなど、子どもの被曝回避のためとりうるあらゆる措置を講じることを、早急に行ってほしい。

福島県は、全県民を対象とした、内部被ばくも含む健康影響調査を実施すると決定した。²² また、福島県復興ビジョン検討委員会は、対応施策例を下記の通り発表した。

- ・ 放射線汚染の実態とその除染対策について正確な情報開示と住民参加 放射線のモニタリングの強化と早期の放射線物質の除去及び安全宣言
- ・ 汚染土壌等の除染に関する手法の早期確立及び着実な実施と研究拠点の形成
- ・ 高濃度放射線量を示すホットスポットの早期発見及びその優先的な除染作業などの環境浄化(再掲)
- ・ 農林水産物や工業製品のきめ細かな放射線量の測定など、原子力災害に負けない産業づくり
- ・ 県民の健康調査、健康被害の早期診断、治療体制の整備による県民の健康の確保
- ・ 放射線の影響に関する長期的健康管理や最先端の研究・医療を行う施設等の福島県での整備
- ・ 確かな信頼関係にもとづく行政システムの回復と円滑で迅速な支援策の実施に向けた、国による即時的で透明性の高い原子力発電所事故関連情報²³の開示

²²<http://mainichi.jp/select/weathernews/20110311/nuclear/news/20110624k0000m040146000c.html>

²³脚注：第6回福島県復興ビジョン検討委員会 資料1

http://www.cms.pref.fukushima.jp/download/1/sougoukeikaku_shiryoku1-230702.pdf

しかし、これらの施策例に関して、詳細な実施場所や、実施時期の公表はされていない。現状では、いつ何が行われるか、全くわからない状態であり、県が早急にこれらの情報を開示することが求められる。

他方、本報告書の中からは割愛するが、福島県の放射線汚染に対する国、県の対応には重大な懸念が指摘され続けている。²⁴

²⁴福島県が県放射線健康リスク管理アドバイザーとして選任した山下俊一氏の見解には、放射能汚染から子どもや妊婦、人々の健康を保護しようとする姿勢が到底見受けられないという非難が強い(別紙新聞記事参照)。

ヒューマンライツ・ナウは、「子どもに「年 20 ミリシーベルト」を強要する日本政府の非人道的な決定に抗議し、撤回を要求する」に賛同している。<http://hrn.or.jp/activity/topic/20/>
ヒューマンライツ・ナウとして、別途意見表明を行うことを予定している。

勧 告

ヒューマンライツ・ナウ震災プロジェクトは、調査を踏まえ、当面特に必要とされる措置として以下のことを国、県、市、東京電力に対し要請する。²⁵

(国・県・市に対して)

- 1 徹底した放射線モニタリングと汚染調査を行い、全面的な除染を行うこと
- 2 子ども・妊婦・住民を放射能汚染から守るため、線量計配布、給食・食品の安全性の徹底した検査など、必要な指針を示し、そのための財政支援を行うこと

(国に対して)

- 1 深刻な汚染状況に鑑み、徹底した被害状況・汚染状況の調査を行い、市民の健康を守るため、必要な避難地域や避難者への支援の措置を行うこと
- 2 教育、医療、被災者支援、各種支援金・義捐金の配分などに関する市の体制強化のために必要な財政的・人的支援を行うこと

(県・市に対して)

- 1 教育の改善
1つの学校に4つの学校がひしめき合うようななかで、十分な教育が行われていない南相馬の教育の状況をただちに改善し、子どもたちの教育の質の確保を図ること。
- 2 医療体制の改善
医療体制が震災後、著しく脆弱になり、入院が必要な患者が入院できず、救急患者の治療も十分にできない状況にある。市民の医療に必要な体制を再構築し、医療体制を改善することが必要である。
- 3 義捐金の迅速な配分
赤十字からの義捐金の配分が著しく遅れて今日に至っている。1日も早く被災者・避難者に義捐金を配分することが求められている。

(県に対して)

- 1 南相馬の高校生の進学に関する明確な方針を決定すること
- 2 警戒区域における罹災状況を航空写真などから把握し、迅速に罹災証明が発行されるようにし、生活再建支援金の交付を迅速に行うこと

²⁵放射線汚染から市民の健康を守るための包括的措置について、ヒューマンライツ・ナウ震災プロジェクトでは、別途見解を表明する予定である。

(南相馬市に対して)

- 1 避難所の格差の解消と劣悪な環境の是正
 - 1) 放射線量が高いうえ、エアコンディショナー(以下、エアコン)がないため 24 時間開放している避難所で生活する避難者(特に子ども)をただちに放射線量の低い地域の避難所に移動させること
 - 2) 避難所格差をただちに解消し、災害関連死を防止する対策を講ずること。エアコンが設置されておらず暑さが深刻な避難所の状況を改善し、熱中症予防の体制をとること
- 2 仮設住宅移行後の市民への食糧支援、病院への送迎サービスを実現すること
- 3 自宅生活者に自殺、災害関連死が多いことに鑑み、自宅生活者への食糧支援、生活支援、見回り、情報格差の是正などの被災者保護の施策を策定し、実施すること
義捐金等を収入認定する生活保護打ち切り政策をやめ、生活困窮者への生活保護を拡充すること
- 4 市として全市除染計画を策定し、実行すること
- 5 子どもに線量計を配布し、給食における放射性物質の測定を行うなどして子どもを放射能から守る措置をとること

(東京電力に対して)

(国・原子力損害賠償紛争審査会に対して)

深刻かつ広範な被害と汚染の実態に鑑み、影響を受けたすべての市民に対し、その損害に対する全面的な賠償を行うこと。